

山梨県公報

第五百十五号

令和六年

十一月七日

木曜日

目次

○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………四三三

公 告

- 落札者の決定について……………四三三
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………四三三
○公共測量の実施……………四三四
○公共測量の終了……………四三四
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………四三四
○上野原都市計画の変更案の縦覧……………四三四

告 示

山梨県告示第二百五十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年十月二十八日
- 二 指定道路の位置 笛吹市八代町永井字田島千八百八十二番五
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十八・〇メートル

山梨県告示第二百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

令和六年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年十月三十日
- 二 指定道路の位置 笛吹市御坂町井之上字金塚千五百九十三番四
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 十九・八〇メートル

●落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る役務

(一) 名称 行政情報ネットワーク等総合保守管理業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県DX・情報政策推進統括官

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

令和六年九月十二日

四 落札者

(一) 名称 株式会社カルク

(二) 住所 山梨県中央市乙黒百五十八番地二

五 落札金額

四千八百万円

六 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第七条第一項の規定による公告を行った日

令和六年八月一日

●大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和六年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー
ス株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデンにらさき 山梨県韮崎市若宮
二丁目千二百二十五番一 外
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一 号 外十者
変更後	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七 号 外十一者

- 3 変更の年月日 令和六年二月十五日外
- 届出年月日 令和六年十月二十三日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年三月七日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）
- 二 測量の地域 山梨県甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
- 三 測量の期間 令和六年十一月一日から令和七年三月二十二日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により防衛省南関東防衛局から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の
通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により
公示する。

令和六年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量及び施設測量）
- 二 測量の地域 山梨県南都留郡忍野村
- 三 測量の期間 令和四年七月九日から令和五年七月三十一日まで

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次
のとおり富士吉田市笹子丸尾土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があっ
た。

令和六年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

退任

氏名	住 所
加藤 信	富士吉田市小明見三丁目一番二十七号

● 上野原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を
変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のと
おり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更
案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 上野原都市計画道路（三・五・六号 いたりや通り線外一路線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課
上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市建設課
四 縦覧期間 この公告の日から令和六年十一月二十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番